

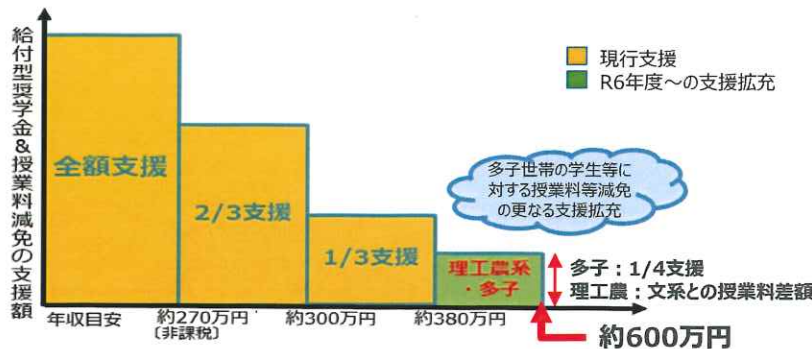
高等教育の負担軽減（奨学金等）

- 高等教育の負担軽減として、修学支援新制度（給付型奨学金＋授業料等減免）について、令和6年度より、多子世帯及び理工農系の学生の間層を対象を拡大することに加え、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、「更なる支援拡充」を検討することとしている。
- 奨学金の在り方を考える際には、
 - ① 修学支援新制度は、「真に支援が必要な低所得者世帯の者」を対象としている点
 - ② （高等教育を受けていない者も含めた）国民全体の負担となる点
 - ③ （貸与型の場合は、）教育費の実質負担が親から学生本人に移るケースも多い点
 などに留意し、拡充内容は慎重に検討すべき。また、拡充に際しては、対象となる大学や学生の要件を見直し、経営に問題のある大学や学習意欲の低い学生の単なる救済とならないようにすべき。

◆ 修学支援新制度（令和2年度開始、令和4年度受給者：34万人）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①給付型奨学金 ②授業料等減免
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【対象となる大学等の要件】①3年連続赤字、②前年が負債超過、③3年連続定員充足率8割未満、のすべてに該当する場合、対象外。

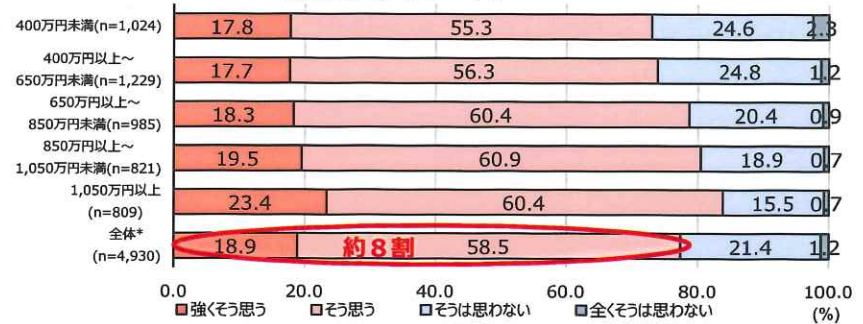
【対象となる学生等の学業成績等基準】①修業年限で卒業又は修了できない、②取得単位が標準単位の5割以下、③授業への出席率が5割以下等、④警告※を2回連続、のいずれかに該当する場合、支援を打ち切り
 ※取得単位が標準単位の6割以下、GPA等下位1/4（特例あり）、出席率8割以下等



◆ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

第1条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

◆ 「卒業までの学費・生活費は親が出すのが当然だ」と考えるか（保護者アンケート）



（※）全体には、世帯収入が不明な者（n=62）を含む

（出所）国立教育政策研究所「高校生の高等教育進学動向に関する調査研究 第二次報告書」（令和5年3月）より財務省作成



高等学校等就学支援金等

令和6年度予算額（案） 4,090億円
 (前年度予算額 4,129億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,063 億円
 公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
 高等学校等就学支援金事務費交付金 26 億円

文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

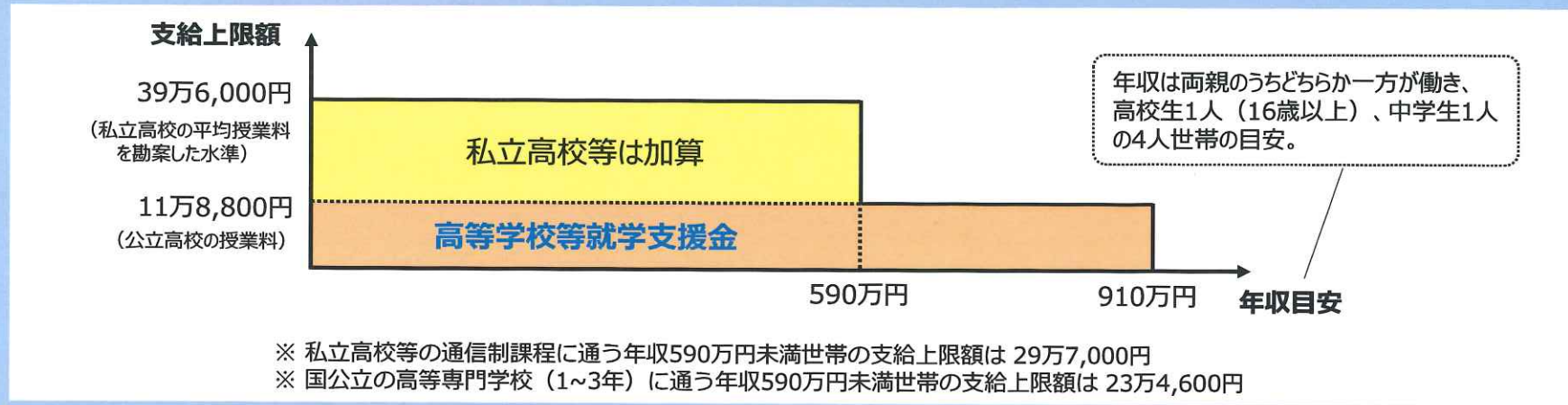


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



86

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
 国立高校等：国

支援割合

国 10/10

(担当：初等中等教育局修学支援・教材課)

出典 令和6年度文部科学省予算(案)等の発表資料一覧(1月)、令和6年度予算(案)主要事項文部科学省初等中等教育局 文部科学省ホームページ掲載より抜粋。